

# 平成28年6月小郡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年6月10日（金） 午後2時00分 開会
2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室
3. 議事日程
  - 第1 議事録署名人の指名
  - 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について  
議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）  
議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）  
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について  
報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について  
報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
4. 会議に出席した委員（22名）

1番 草場 學	2番 後藤 感二
3番 中村 洋子	4番 平山 政之
5番 重松 淳一	6番 山田 武二
7番 坂田 俊博	8番 高松 昭夫
9番 能塚 美鶴	10番 田中 浩
11番 熊手 久雄	12番 寺崎 昇
13番 井手 博幸	15番 大中 弘毅
16番 武下 博俊	17番 藤井 豊志
18番 寺崎 廣喜	19番 永利 昇
20番 柳 文子	21番 永利 春雄
22番 草場 小夜子	23番 久光 悟
5. 会議に欠席した委員（1名）
  - 14番 白水 隆資
6. 会議に出席した事務局職員（4名）

○議長 ただいまの出席委員は22名で委員定足数に達しております。なお白水委員より欠席届が出ています。よって、平成28年6月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところでございますが、本会議での十分なるご審議方よろしくお願いいたします。

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、20番 柳 文子 委員、2番 後藤 感二 委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

○議長 これより日程第2 議案の審議を行います。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について1件を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。番号1は三沢の田1筆です。親戚の方への贈与でございます。

(価格、場所の説明)

譲り受け人は、すべての農地を有効に活用すること、機械、労働力、技術及び下限面積など、農地法第3条第2項各号には該当しないため問題はないと思われま。

なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第3分科会長 ご報告いたします。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、第3分科会で慎重に審査した結果、本件所有権移転につきましては許可相当とするとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問意見なし)

○議長 許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、原案どおり許可と決定いたします。

○議長 次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、2件を議題と致します。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の2ページをお願いします。議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明します。

番号1は、大崎地内の畑1筆です。一般個人住宅を建設するため申請があったものです。

(図面で場所の説明)

当該申請地は接道に上下水管が埋設され、おおむね500m以内に公益施設が複数存在するため第3種農地に該当し、立地基準及び一般基準ともに問題ありません。

次に、番号2は、福童地内の田2筆です。建売住宅を建設するため申請があったものです。

(図面で場所の説明)

当該申請地のうち1筆は、接道に上下水管が埋設され、おおむね500m以内に公益施設が複数存在するため第3種農地に該当し、もう1筆は駅から概ね500m以内にあるため第2種農地に該当し、立地基準及び一般基準ともに問題ありません。

なお、番号1と番号2につきましては、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

○第1分科会長 ご報告いたします。議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第1分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。  
何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 議案第2号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第2号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 続きまして、議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について 所有権移転1件を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の3ページをお願いします。議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

番号1は八坂、上西鯨坂、下西鯨坂地区内の田3筆です。経営規模拡大のため福岡県農業振興推進機構から買入れされるものです。

(価格、場所の説明)

なお、譲受予定者は経営面積や従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長 それでは、事前審査を第2分科会にお願いしておりましたが、第2分科会長よりご報告をお願いします。

○第2分科会長 ご報告いたします。議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について の所有権移転1件につきまして、第2分科会で慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。  
何かありませんか。

(質問意見なし)

○議長 本案件について原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので議案第3号は原案通り承認いたします。

○議長 続きまして、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認 利用権貸借について事務局より提案理由の説明をお願いします。

○事務局 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認 利用権貸借について 提案理由の説明を致します。

例年、年に2回利用権設定の受付を行っていますが、今回3月に受付しました利用権設定につきましては、更新202件 新規127件 合計329件の申請を受理いたしております。なお、公告は6月15日付と致しております。

いずれも、別冊のとおりでございますので説明は割愛させていただきます。

なお、全件それぞれ担当の農業委員さんに確認いただき地区会議に於いても承認頂いております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長 それでは、事前審査を第2分科会にお願いしておりましたので第2分科会長よりご報告をお願いします。

○第2分科会長 ご報告いたします。農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について 第2分科会で承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしく願いいたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問意見なし)

○議長 本案件について原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので議案第4号は原案通り承認いたします。

○議長 それでは、議案を終了し、これより報告事項にはいります。報告事項3件につきまして事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の4ページから5ページをご覧ください。報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出1件につきまして報告いたします。

番号1は寺福童地区内の田15筆です。自作のための合意解約です。詳細につきましては議案書記載の通りでございます

続きまして、議案書の6ページをご覧ください。

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域の転用届出について、1件の報告をいたします。

番号1は一般個人住宅建設のため、届出が提出されたものです。

届出地の表示及び届出人については記載の通りであり説明を割愛させていただきます。

続きまして、議案書の7ページをご覧ください。

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域の転用届出について、4件の報告いたします。

番号1は、一般個人住宅建設のため、届出が提出されたものです。

番号2は宅地分譲のため、届出が提出されたものです。

番号3は、一般個人住宅建設のため、届出が提出されたものです。

次に、議案書の8ページの番号4は一般個人住宅建設のため、届出が提出されたものです。

届出地の表示及び届出人については記載の通りであり説明を割愛させていただきます。以上でございます。

○議長 事務局から報告が終わりましたが、報告事項3件につきまして何かご質問はありませんか。

(質問意見なし)

○議長 以上で本総会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして6月小郡市農業委員会総会を閉会いたします。

平成28年6月10日(金) 午後 2時22分 閉会